

令和6年

第4回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和6年2月21日（水）
開会 10時30分 閉会 11時35分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

第7号議案 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について

第8号議案 公文書部分開示決定処分及び公文書非開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

第9号議案 事務局等職員の人事について

2 報告

(1) 条例の提案に対する意見の申出について

- ・福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- ・福岡県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

(2) 教育費予算に対する意見の申出について（令和6年度当初予算、令和5年度2月補正予算）

(3) 福岡県スポーツ推進計画に対する意見の申出について

(4) 事務局等職員の人事について

3 協議

(1) 令和6年度福岡県教育施策実施計画の策定について

(2) 市町村立学校長の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委員：前田恵理、木下比奈子、久保竜二、松浦賢長

2 欠席者

堤康博

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 山本博康、教育総務部長 松永一雄、教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 富松文夫、教職員課長 日高吉三郎、施設課長 綾部耕士、高校教育課長 馬渡寛子、義務教育課長 中嶋健一、特別支援教育課長 三澄妙子、人権・同和教育課長 井上幹雄、体育スポーツ健康課長 中野一成 社会教育課長 矢野勝也 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【吉田教育長】

本日は堤委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますのでただ今から第4回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。受付で配付されました傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 久保委員が挙手 >

【久保委員】

はい。第8号議案は個人情報に関する案件、第9号議案、報告（4）及び協議（2）は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま、久保委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手 >

【吉田教育長】

全員賛成でございますので第8号議案、第9号議案、報告（4）及び協議（2）につきましては非公開とします。この他非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

本日の会議は、公開にて協議（1）、報告（1）～（3）及び第7号議案を審議したのち、非公開にて第8号議案、報告（4）、第9号議案及び協議（2）を審議すること

といたします。

それでは、協議（１）「令和６年度福岡県教育施策実施計画の策定について」を宮崎教育政策推進室長、お願いします。

○協議（１） 令和６年度福岡県教育施策実施計画の策定について

【宮崎教育政策推進室長】

それでは、令和６年度福岡県教育施策実施計画の策定について説明いたします。

＜宮崎教育政策推進室長が資料に沿って説明＞

【宮崎教育政策推進室長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【松浦委員】

１ページのカラーの図、教育施策実施計画に毎年度策定とあるのですが、これを作成するのはかなりの事務量であると考えられます。これは法令で定められているのでしょうか。

【宮崎教育政策推進室長】

法令で定められたものではございません。福岡県教育委員会独自のものとして策定しております。

【松浦委員】

ありがとうございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

＜ な し ＞

【吉田教育長】

特にないようですので、本案件について終了いたします。

続いて、報告（１）「条例の提案に対する意見の申出について」の１番目「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を日高教職員課長、お願いします。

○報告（１）-１ 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

【日高教職員課長】

それでは、福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

<日高教職員課長が資料に沿って説明>

【日高教職員課長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告について承認いたします。

続いて、報告（１）「条例の提案に対する意見の申出について」の２番目「福岡県公立学校情報機器整備基金条例の制定について」を綾部施設課長、お願いします。

○報告（１）-２ 福岡県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

【綾部施設課長】

それでは、福岡県公立学校情報機器整備基金条例の制定について説明いたします。

<綾部施設課長が資料に沿って説明>

【綾部施設課長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告について承認いたします。

続いて、報告（２）「教育費予算に対する意見の申出について」を坂田財務課長、お願いします

○報告（２） 教育費予算に対する意見の申出について

【坂田財務課長】

それでは、教育費予算に対する意見の申出について説明いたします。

<坂田財務課長が資料に沿って説明>

【坂田財務課長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【久保委員】

5年更新で予算をつけるということは、5年後にタブレットの耐用年数とかOSのバージョンとかに対応してないような機種になる、その時端末自体を買い替えるという話になりうると思うのですが、生徒や先生のことを考えると、今まで使い慣れたメーカーさんと同じようなソフトウェアとなると思います。メーカーは自治体によってバラバラと思うので、今までの過去10年間で自治体間での評価が高かったOSを県が取りまとめて入札すればよいと思うのですがいかがでしょうか。

【坂田財務課長】

現在の市町村立の小中学校に入っているタブレットですが、iPad、Windows 等大きく3つほどのOSであると聞いております。今回の更新につきましては5年くらいかけて各市町村が更新していくのですが、現在使用している仕様等を明記し、それに基づいて入札するため、大きく変更はないと考えます。生徒等の要望によって変えたいという事があれば仕様変更の可能性はございます。今のところは現状使用している機器を更新する方針であると聞いております。

【久保委員】

一斉に多くの端末を導入することとなるわけですが、入札参加者が一度に多くの端末を納入する能力のある業者に限られてしまうという可能性はないのでしょうか。

【坂田財務課長】

政令市については端末数が多いので、納入できるのかどうかという問題もありますが、市町村としては学校等の状況を見ながら更新を検討することとなりますし、概ね5年ほどの耐用年数がありますので、その期間のなかで柔軟に対応していくことになるかと思えます。

【久保委員】

ありがとうございました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告について承認いたします。

続いて、報告（3）「福岡県スポーツ推進計画に対する意見の申出について」を中野体育スポーツ健康課長、お願いします。

○報告（3） 福岡県スポーツ推進計画に対する意見の申出について

【中野体育スポーツ健康課長】

それでは、福岡県スポーツ推進計画に対する意見の申出について説明いたします。

<中野体育スポーツ健康課長が資料に沿って説明>

【中野体育スポーツ健康課長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案について御意見や御質問がありましたらお願ひいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告について承認いたします。

続いて、第7号議案「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を馬渡高校教育課長、お願ひします。

○第7号議案 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について

【馬渡高校教育課長】

それでは、福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

<馬渡高校教育課長が資料に沿って説明>

【馬渡高校教育課長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案について御意見や御質問がありましたらお願ひいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案について可決いたします。

<以降非公開審議となった>

○第8号議案 公文書部分開示決定処分及び公文書非開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

公文書部分開示決定処分及び公文書非開示決定処分に係る審査請求について、審議の結果、原案どおり可決した。

○報告（4） 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、審議の結果、報告のとおり承認した。

○第9号議案 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○協議（2） 市町村立学校教職員の人事について

市町村立学校教職員の人事について、協議を行った。

（11：35）